

令和3年度第1回防府市福祉有償運送運営協議会 (書面決議)の結果について

1. 令和3年度第1回防府市福祉有償運送運営協議会 書面決議結果

協議事項① 福祉有償運送の必要性について 承認

承認 9人 ・ 不承認 0人

協議事項② 旅客から収受する対価について 承認

承認 9人 ・ 不承認 0人

2. 協議事項に関する意見について

①福祉有償運送の必要性について

(委員)

- ・ 防府市内には腎臓機能障害1級の市民が301人おられますが、(A団体)以外の透析患者さんで支援する者がいないなど同様の状況にあれば、不公平無く必要な支援をするには何をすることも肝要ではないか。

(事務局)

- ・ 防府市内では、(A団体)のほかに、2医療機関において透析患者の送迎を実施しておられます。また、透析患者への支援については、本市が実施している防府市中心身障害者福祉タクシー助成事業の中で、通院回数に応じてタクシー利用券の追加交付を行っております。

※1冊最大50枚、500円/枚

※自動車税の減免を受けていないなどの条件有

②旅客から収受する対価について

(委員)

- ・ 1kmあたり100円、上限800円が実費の範囲を超えているとは思えないのではあるが、道路運送法施行規則第51条の15第1項第1号に定める「旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。」については、委員として正確に把握ができないが、この点について資料1-3「自家用有償旅客運送の更新登録の申請」7.運送の区域事の対価

の額の括弧書きにある「必要に応じ関係書類を添付のこと」により、山口陸運支局長宛での資料（data or evidence）が添付され、施行規則第51条の15の趣旨に沿った額であることが山口陸運支局では確認されているのか。

（事務局）

- ・旅客から収受する対価については当協議会において合意を得る内容であり、事務局において（A団体）の令和2年度収支報告書により、道路運送法施行規則第51条の15第1項第1号に定める「旅客の運送に要する燃料費その他の費用を勘案して実費の範囲内であると認められること。」に沿った額であることを確認済です。なお、中国運輸局山口運輸支局に確認したところ、「協議が調ったことをもって確認を行っている」と伺っています。

③運送の区域

（委員）

- ・運送の区域について、一部防府市外の山口市徳地が含まれるが、今後も利用者の希望があれば、徳地以外の隣接の市外区域も含まれると考えてもよろしいか。その場合は、運営協議会で再協議となるのか。また、対象とする透析患者に時間的な余裕はあるのか。

（事務局）

- ・運送の区域は運営協議会の協議が調った市町村を単位とし、旅客の運送の発地又は着地のいずれかが運送の区域内にあれば問題ないため、今後、利用者の希望があれば、徳地以外の隣接の市外区域も運送区域に含むこととなります。また、その場合に運営協議会において再協議の必要はありません。ただし、運送を行う旅客の範囲が「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」以外の方の場合は再度運営協議会を開催する必要があります。（中国運輸局山口運輸支局確認済）

④旅客の範囲

（委員）

- ・セダン型のため、特に利用者の範囲の取扱いは注意して下さい。
- ・肢体不自由な方、特別な介助を必要とされる方など、登録要件を引き続き厳

守してください。

(事務局)

- ・ (A団体) に御意見があったことを説明しました。

⑤その他

(委員)

- ・ 道路運送法施行規則第49条第1項第2号には、「乗車定員11人未満の自動車を使用して行う」とあることから、「(A団体) からの説明」の1「前回の協議会からの変更点」には車両の乗車定員を記載する事が必要であったと考える。次回から配慮願いたい。申請者による「申請概要」にも使用する車両欄にセダン1台とあるだけなので、「11人以上の乗車定員のセダンはないと推し量る」しかない。

(事務局)

- ・ 今回の車両は7人乗りのセダン車であり、乗車定員11人未満の自動車を使用していることを確認済みです。次回の協議会からは車両の乗車定員を明記します。